

緊急事態宣言発出に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

政府からの緊急事態宣言発出に伴う、定期乗車券・回数乗車券の取扱いにつきまして、東葉高速鉄道では下記の対応をいたします。

記

1. 対象となるお客様

- (1) 新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等も含む）が休校となったため、通学定期乗車券の払いもどしを希望されるお客様
- (2) 2020年4月7日に発出された緊急事態宣言に伴い、定期乗車券の払いもどしを希望されるお客様
- (3) 2020年4月7日に発出された緊急事態宣言に伴い、回数乗車券の払いもどしを希望されるお客様

2. 払いもどしについて

(1) 計算方法

- ・前項（1）に該当するお客様

お申し出日にかかわらず、2020年2月28日をお申し出日として、期間を遡って払いもどしいたします。

※2020年2月28日が有効期間に含まれている場合に限りです。

※定期券の有効期間が1か月以上残っている場合、または有効期間の開始日からお申し出日が7日以内である場合に限りです。（所定の払いもどし方法でお返しいたします）

※通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます。

- ・前項（2）に該当するお客様

お申し出日にかかわらず、2020年4月7日をお申し出日として、期間を遡って払いもどしいたします。

※通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます。

※定期券の有効期間が1か月以上残っている場合、または有効期間の開始日からお申し出日が7日以内である場合に限りです。（所定の払いもどし方法でお返しいたします）

- ・前項（3）に該当するお客様

2020年4月7日以降を有効期間に含まれている回数乗車券の場合、有効期間が満了していても有効期間内にお申し出されたものとして払いもどしいたします。

※通常の払いもどし同様、使用した回数券枚数分の普通旅客運賃および手数料220円を差し引いた金額をお返しします。

※計算の結果、払いもどし金額がない場合があります。

(2) 払いもどし可能期間

緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。

例) 2020年5月6日に緊急事態措置が終了した場合、2021年5月6日までとなります。

(3) 払いもどし取扱箇所

ア 定期乗車券

定期券うりば窓口（北習志野駅、東葉勝田台駅）

営業時間 毎日7：00～20：00

イ 回数乗車券

東葉高速線各駅

(4) その他

ア 通学定期券を払いもどしの場合は、休校になった時点で使用していた定期乗車券をご持参ください。

イ 学校等から特別の証明等を提出いただく必要はございません。

ウ 学校再開から同じ区間の通学定期乗車券の購入を検討している場合は、新しい定期乗車券購入時に本払いもどしの取扱いをいたしますので、定期券うりば窓口へお申し出ください。

エ 定期乗車券の払いもどしに必要な書類は、東葉高速鉄道ホームページをご参照ください。

オ 「(1) 計算方法」にてお申し出日として記載されている期日以降に定期乗車券のご利用（定期区間外のチャージでの利用含む）があった場合、その最終利用日をお申し出日として払いもどしいたします。

お申し出日が変わることで、払いもどし金額が変わることや、払いもどし金額がなくなることがありますので、払いもどしが済みますまで使用なされないようお願いいたします。

払いもどしのために東葉高速線にご乗車される場合は、対象の定期券を利用せず、あらかじめ乗車される前に駅係員にお申し出ください。

3. 進級に伴う通学定期券の継続購入について

(1) 対象となるお客様

ア 臨時休校等の理由により、在学確認ができる通学証明書等の有効期間延長の事務手続きが完了していないお客様

イ 臨時休校決定の理由により、旧定期乗車券を払いもどししてしまっているお客様
(大学、専門学校等に通学のお客様も本取扱いの対象となります。)

(2) 発売方法

通学証明書等の有効期限が満了している場合であっても、有効期間を延長しているものとみなして、新年度から有効な通学定期券を発売いたします

(3) 取扱箇所

定期券うりば窓口（北習志野駅、東葉勝田台駅）

営業時間 毎日7：00～20：00

(4) その他

新入学生および、中高一貫校や付属校等の場合であっても、通学区分が変更（中学生から高校生への進学等）となる場合は、今回のお取扱いの対象とはなりません。